

「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」について （概要）

1. 背景・目的

我が国では、新型インフルエンザの発生の危険性に対して迅速かつ確実な対策を講ずるため、平成 17 年 12 月、関係省庁対策会議により、「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。また、平成 19 年 3 月には、新型インフルエンザ専門家会議により「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ 4 以降）」が策定され、その中で「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を始めとする 13 のガイドラインが示された。

「新型インフルエンザ対策行動計画」は、その後の科学的知見の蓄積等を踏まえて平成 21 年 2 月に全面改定が行われた。新型インフルエンザ対策に係る各種ガイドラインについても、各種対策の具体的な内容、関係機関等の役割等を提示し、国民各層での更なる取組を推進するため、平成 21 年 2 月、関係省庁対策会議において 1 つのガイドラインとしてまとめられた。

平成 21 年 2 月に改定された「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「改定行動計画」という。）では、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大 40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することすらできなくなるおそれがあるとされている。また、新型インフルエンザ発生時においても、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の国民生活を維持できるよう、政府や各事業者において事前に十分準備を行うことが重要であるとされ、具体的には、各事業者において新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが有効であるとされている。

厚生労働省健康局水道課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成 19 年 10 月に水道事業者等がとるべき対応等について「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめた。

今般、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の改定等が行われたこと等を踏まえ、本ガイドラインを見直し、平成 21 年 2 月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（改訂版）を策定し、水道事業者等に周知した。

2. 本ガイドラインにおける発生段階の分類

(1) 「新型インフルエンザ対策行動計画」における発生段階の分類

改定行動計画では、新型インフルエンザの発生状況等に応じて、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを 5 つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等が定められている。

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
(各都道府県の判断)	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 本ガイドラインにおける発生段階の分類

本ガイドラインでは、改定行動計画における発生段階の分類を踏まえつつ、以下のとおり発生段階別に分類してそれぞれの対応等を定めた。

- ① **新型インフルエンザ未発生期**（改定行動計画では、おおむね「前段階（未発生期）」に対応）
海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期
- ② **新型インフルエンザ海外発生期**（改定行動計画では、おおむね「第一段階（海外発生期）」に対応）
海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認される時期
- ③ **新型インフルエンザ国内発生早期**（改定行動計画では、おおむね「第二段階（国内発生早期）」に対応）
国内において、限定されたヒトーヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されている時期
- ④ **新型インフルエンザ流行期**（改定行動計画では、おおむね「第三段階（感染拡大期／まん延期／回復期）」に対応）
国内において、新型インフルエンザの感染が拡大し、まん延し、又は感染のピークを越えて回復しつつある時期
- ⑤ **新型インフルエンザ小康期**（改定行動計画では、おおむね「第四段階（小康期）」に対応）
国内において、新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態が継続している時期

3. 本ガイドラインで求める対応の概要

本ガイドラインでは、新型インフルエンザの発生段階別に、次頁の図に示すような対応を求めている。

新型インフルエンザの発生段階別の対応(概要)

項目		新型インフルエンザ 未発生期	新型インフルエンザ 海外発生期	新型インフルエンザ 国内発生早期	新型インフルエンザ 流行期	新型インフルエンザ 小康期
情報連絡体制等	対策本部の設置	対策本部設置 に向けた準備	→	対策本部の設置	→	→
	情報連絡体制の整備	情報連絡体制の整備 に向けた準備	情報連絡体制の構築	→	→	→
	情報収集	情報収集	→	→	→	→
事業継続計画	計画全般	計画策定	(再確認等) →	計画実行	→	(これまでの対策の評価) →
	優先業務の選定	優先業務の検討	(再確認等) →	○優先業務の絞り込み ○浄水場における水質監視 体制等の強化 ○不要不急の外出等の中止 ○窓口業務の縮小 等	→	(縮小・中止していた 業務再開に向けた検討) →
	要員の確保	要員リストの作成	(再確認等) →	要員確保の開始	ライフライン機能維持 のための要員確保	要員の再検討
	委託業者等との連携	委託業者等との 連携体制整備	(再確認等) →	委託業者等との連携 (情報提供・注意喚起等)	→	→
	必要な物資の確保	○浄水施設における物資 の確認・確保 ○マスク等の備蓄	必要な物資の確保	(他の水道事業者等と連携)	(他の水道事業者等と連携)	→
	利用者への情報提供	○利用者への情報提供の 準備 ○想定問答の作成	→	水道水の安全性に関する 情報提供、問合せ対応	→	→
職員の感染予防措置等	感染予防措置	職員に対する 教育・普及啓発	○職員への情報提供 ○咳エチケットの徹底 ○海外渡航の中止 等	○職員の相談窓口の設置 ○マスク等の装着等の義 務付け 等	→	→
	職員が罹患した 場合の対応	服務関係の整理	(服務関係の再確認等) →	○職員への指導等 ○服務関係の対応	→	→

4. 事業継続計画の策定・実行

(1) 事業継続計画の策定

3で示した発生段階別の対応のうち、事業継続計画に関する内容は、水道事業者等が実施する事業継続に関する検討事項や実際の対応に関する事項であり、各水道事業者等の状況に応じた対策が具体的に検討されることが求められる。その検討結果として、各水道事業者等が整備している危機管理マニュアルにおいて、新型インフルエンザ対策に関する内容が盛り込まれることが期待される。

事業継続の検討に当たっては、事業継続に必要な全ての要素を当初から網羅的に盛り込もうとせず、できる部分から検討し、継続的に改善を行うことにより、検討を少しでも先に進めていくことが重要である。

なお、事業継続計画については、中央防災会議（内閣府）が主に地震災害を想定して策定した「事業継続ガイドライン第一版」（平成 17 年 8 月）を公表しているほか、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 2 月策定）では、新型インフルエンザ対策に係る事業継続計画の策定の留意点等が示されている。

(2) 事業継続計画の実行

水道事業者等は、新型インフルエンザ国内発生早期の段階に移行した場合においては、国・地方自治体等から提供される情報に注意しつつ、その流行の度合い等に応じて事業継続計画を速やかに実行することが求められる。

実際に発生する被害状況等は、想定と異なる可能性もあるが、事業継続計画で位置付けられた対策の実施を基本としつつ、臨機応変に対応する必要がある。